

業務名：奈良女子大学(北魚屋他)エレベーター設備保全業務

指示書

令和8年3月

奈良国立大学機構 機構施設課			
課長	課長補佐	係長	担当者
			

【指示書】

業務名称 奈良女子大学(北魚屋他)エレベーター設備保全業務

番号	項目	指示
1	6 ページ、7 ページ	別紙のとおり、差し替えます。

(3) 点検項目、点検内容及び点検周期

(a) 定期点検の点検内容及び周期は、次の別表による。

- ① ロープ式エレベーター（ワイコン制御） 別表-3
- ② 油圧式エレベーター 別表-4
- ③ 機械室なしエレベーター 別表-5

なお、別表中の「周期B」は、遠隔点検を実施する場合に適用するものとする。

遠隔点検装置の故障等で遠隔点検できない状態のときは「周期A」を適用する。

(b) 別表中の定期点検周期の表記は、次による。

- ① 「1M」は、1月ごとに行うものとする。
- ② 「3M」は、3月ごとに行うものとする。
- ③ 「6M」は、6月ごとに行うものとする。
- ④ 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。

なお、備考欄(◆)を記した事項は、当該装置がある場合に限る。

(c) 別表-3、別表-4、別表-5に記載の点検内容は、技術者が現地で直接点検する内容を示す。

(d) 別表-3、別表-4、別表-5の各表にある周期B欄の「周期」の表記を□で囲って表示している点検内容は、現地での点検に加えて、技術者が遠隔点検装置を用いることにより、常時遠隔点検する点検内容とする。

(4) 緊急時の対応

受注者は、土・日・祝日を含む毎日24時間の出勤可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には、原則として、通報を受けてから概ね1時間以内（ただし、広域災害の場合は除く）に業務担当者を現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 広域災害時の対応

受注者は、地震、台風等の広域災害により、平時の緊急対応体制機能が停止した場合でも、緊急対応業務を代行できる体制を計画し、最善の手段で対処するものとする。

(6) 性能検査

(7) 遠隔点検及び地震時の自動復旧

① 遠隔点検に使用する電話回線の費用は、受注者の負担とする。

② 下記の場所には地震時自動復旧システムを適用する

- ・ コラボレーショセンタ C-1
- ・ 生活環境学部 B棟 S-2
- ・ 法人本部棟 H-1

(8) 業務報告書

各月の業務完了後に次の書類を 1 部数提出する。

- 点検及び保守結果報告書

建築基準法に定める定期報告書については、実施後に 2 部数提出する。

書式は ・ 別添の業務報告書による ① 受注者の業務報告書による

ただし、建築基準法で定める定期報告書の書式は、定期報告制度に基づくものとする。-----

(9) その他

交換部品は、業務対象設備の製造者が製造、供給又は指定した部品（消耗品その他軽微な部品を除く。）とする。-----

受注者は、業務対象設備に事故や重大な不具合が発生した場合において、発注者が特定行政庁に報告する上で、保守点検業者の立場から発注者に対して必要な協力を行うこと。-----

(3) 点検項目、点検内容及び点検周期

(a) 定期点検の点検内容及び周期は、次の別表による。

① ロープ式エレベーター（ライコン制御） 別表-3

② 油圧式エレベーター 別表-4

③ 機械室なしエレベーター 別表-5

なお、別表中の「周期B」は、遠隔点検を実施する場合に適用するものとする。

遠隔点検装置の故障等で遠隔点検できない状態のときは「周期A」を適用する。

(b) 別表中の定期点検周期の表記は、次による。

① 「1M」は、1月ごとに行うものとする。

② 「3M」は、3月ごとに行うものとする。

③ 「6M」は、6月ごとに行うものとする。

④ 「1Y」は、1年ごとに行うものとする。

なお、備考欄に(◆)を記した事項は、当該装置がある場合に限る。

(c) 別表-3、別表-4、別表-5に記載の点検内容は、技術者が現地で直接点検する内容を示す。

(d) 別表-3、別表-4、別表-5の各表にある周期B欄の「周期」の表記を□で囲って表示している点検内容は、現地での点検に加えて、技術者が遠隔点検装置を用いることにより、常時遠隔点検する点検内容とする。

(4) 緊急時の対応

受注者は、土・日・祝日を含む毎日24時間の出勤可能な体制を確立するものとし、故障時等の緊急時には、原則として、通報を受けてから概ね1時間以内（ただし、広域災害の場合は除く）に業務担当者を現地に到着させて最善の手段で対処し、可能な限り速やかに復旧措置を講じるよう努めるものとする。

(5) 広域災害時の対応

受注者は、地震、台風等の広域災害により、平時の緊急対応体制機能が停止した場合でも、緊急対応業務を代行できる体制を計画し、最善の手段で対処するものとする。

(6) 性能検査

(7) 遠隔点検及び地震時の自動復旧

① 遠隔点検及び地震時の自動復旧は行わない。

(8) 業務報告書

各月の業務完了後に次の書類を 1 部数提出する。

○ 点検及び保守結果報告書

建築基準法に定める定期報告書については、実施後に 2 部数提出する。

書式は 別添の業務報告書による ○ 受注者の業務報告書による

ただし、建築基準法で定める定期報告書の書式は、定期報告制度に基づくものとする。

(9) その他

交換部品は、業務対象設備の製造者が製造、供給又は指定した部品（消耗品その他軽微な部品を除く。）とする。

受注者は、業務対象設備に事故や重大な不具合が発生した場合において、発注者が特定行政庁に報告する上で、保守点検業者の立場から発注者に対して必要な協力を行うこと。